③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の日までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　技術提案書が発注者の設定している標準案より優れているか又は同等であること。

⑼　森林管理局長等が発注した工事で、過去２年の期間（平成21年４月１日から平成23年３月31日まで）に完成・引き渡された建築工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建築業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「株式会社綜企画設計」である。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、次に掲げる都又は県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、次に掲げる都又は県内に所在すること。

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、
山梨県、新潟県、静岡県

⒀　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記２⑵及び⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も下記⑵により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成23年10月20日から平成23年12月12日までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１条に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。）、９時から17時までとする。

②　場所：〒371―8508 群馬県前橋市岩神町４―16―25　関東森林管理局総務部経理課企画係　電話027―210―1149

③　方法

ｱ　上記②に示す場所に代表者又はそれに代わる者が直接持参により提出すること。

ｲ　技術提案書等は、「入札説明書」及び「資料及び技術提案書作成要領」に従い作成すること。

⑶　競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、平成23年12月19日までに通知する。

⑷　技術提案書等の提出にあたっての留意事項

①　上記⑵の①の提出期間内に技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

②　技術提案書等の審査等　総合評価に係る技術提案書等に対する審査及び評価は、関東森林管理局において行い、競争契約参加資格審査会において審議、決定する。

③　技術提案に基づく技術提案書の採否　競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

④　技術提案書等のヒアリング　関東森林管理局技術審査会によるヒアリングを実施する。実施日時については別途通知する。

⑤　技術提案書等の作成及びヒアリングに係る費用は、技術提案書等の提出者の負担とする。

⑥　提出された技術提案書等は、当該契約担当官による競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

⑦　提出された技術提案書等は返却しない。

⑧　技術提案書等の提出に関する問い合わせ先　上記⑵の②に同じ。

４　競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

⑴　競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案書等が適正と認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案書等を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

①　提出期限：平成24年１月６日までの毎日（行政機関の休日を除く。）、９時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

②　提出場所：上記３⑵の②に同じ。

③　提出方法：書面の持参による。

⑵　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成24年１月17日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

５　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は次の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

②　上記３⑴の技術提案書及び資料により示された実績等に基づき最大25点の加算点を付与する。

③　付与された標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要は、次に示すとおりとするが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　評価項目　評価項目は、次に示す項目とする。

①　企業の施工実績に関する事項

②　配置予定技術者に関する事項

③　簡易な施工計画に関する事項

なお、各項目の配点は入札説明書による。

⑶　落札者の決定の方法

①　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して得られる評価値（評価値＝{(標準点＋加算点）／（入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ｱ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ｲ　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者によるくじにより落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。